

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意、犯罪収益移転防止法にかかる申告、実特法に基づく「居住地国」の届出、外国口座税務コンプライアンス法に係る申告

○ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（本預金口座名義人、以下同じ。）は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金口座が解約されても異議を申しません。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴金庫に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴金庫に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

①私は、貴金庫との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
4. 暴力団準構成員
5. 暴力団関係企業
6. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
7. その他前各号に準ずる者

②私は、現在および将来にわたって、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

○犯罪収益移転防止法に係る申告

私は「外国の重要な公的地位にある者」に該当しません。

犯罪収益移転防止法により、金融機関等は、お客さまと一定の取引を行う際に、お客さまが外国の首相又は外国政府において重要な公的地位を有する方等に該当する方であるかを確認する必要があります。

このため、ご自身またはご家族が「外国の要職にある（またはあった）方」に該当する場

合、本アプリから口座開設のお申込みをいただくことはできません。

なお、外国政府等において重要な地位を占める方（過去において該当する場合も含む）とは以下のものをいいます。

1. 以下の①～④（過去に①～④であったものを含む）

①外国の元首

②外国政府において以下の職に相当する職にある方

- ・ 日本における内閣総理大臣、国務大臣、副大臣
- ・ 日本における衆議院（副）議長、参議院（副）議長
- ・ 日本における最高裁判所裁判官
- ・ 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
- ・ 日本における統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長、

③外国の中央銀行の役員

④外国の予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1に掲げる方のご家族（以下の①～⑤）

①配偶者（事実婚を含む。以下、同様）

②父母

③子

④兄弟姉妹

⑤①～④以外の配偶者の父母、および配偶者の子

○ 実特法に基づく「居住地国」の届出について

私は実特法に基づく「居住地国」は日本のみです。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法等の特例等に関する法律（以下「実特法」といいます）に基づく居住地国が日本以外にある場合、本アプリから口座開設のお申込みをいただくことはできません。

実特法等の規定により、金融機関において所定のお取引を行なう場合には、「お客さまが居住者として租税を課せられる国（居住地国）はどこか」について、お客さまからのご申告・お届により確認させていただいたうえで、国外・国内の法律に基づき、必要に応じて税務当局へ報告することが義務付けられています。

○ 外国口座税務コンプライアンス法に係る申告

私は、米国市民（米国籍保有者）および米国居住者のいずれにも、該当しません。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）及び関連する日米当局声明に

より、お客さまで米国人（米国民（米国籍保有者）および米国居住者）に該当するか否かを確認し、該当する場合にはお客さまの情報を米国内国歳入庁へ報告することが金融庁および国税庁より要請されております。

このため、税法上の米国人（米国民（米国籍保有者）または米国居住者）に該当する場合、本アプリから口座開設のお申込みをいただくことはできません。

以 上